浄化槽の維持管理に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

中津市長　あて

住　所

補助対象者

氏　名

令和　　年度中津市浄化槽設置整備事業補助金を申請するにあたり、下記のことについて誓約します。

記

１．浄化槽法第１０条第１項に定める保守点検と清掃を実施すること。

２．浄化槽法第７条第１項に規定する設置後の水質検査及び同法第１１条第１項に規定する年１回の法定検査を受検すること並びに同法第５７条第１項の規定によりこれらの検査を実施する大分県の指定検査機関に対し、市が検査の実施に関し必要な情報を提供すること。

３．浄化槽法定検査を実施したときは遅滞なく結果を市長へ報告すること。もしくは、法第５７条第１項に規定する県が指定した機関が補助対象者に代わって市長へ報告を行うこと。

４．放流水（浄化槽で処理した浄水）に係る紛争又は苦情があった場合は、当事者間で責任をもって解決すること。

注）上記１、２を実施しない場合は、中津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第１４条に基づき、補助金の返還を命じる事になります。